

## 議第32号

## 滋賀県認定こども園の認定に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県認定こども園の認定に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県認定こども園の認定に関する条例（平成18年滋賀県条例第70号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「第6項」を「第7項」に改める。

付則第3項および第4項中「付則第6項」を「付則第7項」に改める。

付則第5項中「次項」を「第7項」に改める。

付則第6項の表前項の項中「前項」を「付則第5項」に改め、同表に次のように加える。

前項	別表第1の5(2)の保育士の資格を有する者	看護師等
----	-----------------------	------

付則第6項を付則第7項とし、付則第5項の次に次の1項を加える。

- 6 当分の間、認定こども園における別表第1の5(2)（別表第2の4において適用する場合を含む。次項において同じ。）の保育士の資格を有する者については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師または准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。この場合において、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識および経験を有する看護師等を保育士の資格を有する者に代わる看護師等として配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 別表第1の10中(9)を(11)とし、(8)を(10)とし、(7)を(9)とし、(6)の次に次のように加える。

(7) 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車および降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。

(8) 通園を目的とする自動車（運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらの座席より一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもを見落とすおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもを見落としを防止する装置を備え、子どもの

降車の際に当該装置を用いて子どもの所在の確認を行うこと。

別表第2の9中「(9)」を「(11)」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県認定こども園の認定に関する条例（以下「新条例」という。）別表第1の10(8)に規定する自動車を運行する場合において同表の10(8)のブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備えることにつき困難な事情があるときは、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間は、同表の10(8)（新条例別表第2の9において適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該装置を備えることを要しない。この場合においては、当該装置の設置に代わる措置を講じなければならない。